

第 1 章 通 則

○松山養護老人ホーム事務組合理約

制 定 昭和 49 年 9 月 10 日

改 正 昭和 51 年 7 月 26 日 昭和 52 年 11 月 17 日
平成 3 年 9 月 27 日 平成 6 年 3 月 23 日
平成 16 年 9 月 21 日 平成 17 年 1 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日 平成 19 年 2 月 8 日

温泉松山北条養護老人ホーム事務組合理約（昭和 28 年 12 月 22 日）の全部を改正する。

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、松山養護老人ホーム事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、次の市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

松山市．伊予市．東温市

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

（1） 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームである江南荘

（2） 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所である松山養護老人ホーム診療所

（組合事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、松山市に置く。

（組合の議会の組織及び議員の選出方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8 人とする。

2 組合議員は、次の者をもって充てる。

（1） 伊予市及び東温市の長

（2） 松山市の議会の議長及び副議長並びに伊予市及び東温市の議会の議長

（3） 松山市の議会の福祉事務を所管する常任委員会の委員長及び総務事務を所管する常任委員会の委員長

3 前項第 1 号の規定により組合議員となった者が第 8 条第 3 項の規定により、副

組合長になったときは、その在任期間中は組合議員の資格を失う。

- 4 前項の規定により関係市の長が組合議員としての資格を失ったとき又は第2項第1号に規定する組合議員が欠けたとき若しくは事故があるときは、当該市長が属する市の副市長をもってこれに充てる。この場合において、副市長が欠けているとき又は事故があるときは、当該市の長が指定する職員をもってこれに充てる。
- 5 第2項第2号の規定により組合議員となったもののうち、伊予市及び東温市の議長が欠けたとき、又は事故があるときは、当該市議会の副議長をもってこれに充てる。

(組合議員の任期)

第6条 前条第2項の規定により組合議員に充てられたものの任期は、それぞれ同項各号に掲げる職にある期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

(執行機関の組織及び選任方法)

第8条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。

- 2 組合長は、松山市長をもって充てる。
- 3 副組合長は、組合長が組合議会の同意を得て関係市の長及び松山市の副市長のうちから選任する。
- 4 会計管理者は、組合長が関係市の副市長及び会計管理者のうちから選任する。

(組合長及び副組合長の任期)

第9条 組合長の任期は、松山市の長として在任する期間とする。

- 2 副組合長の任期は、関係市において当該市の長又は副市長として在任する期間とする。

(補助職員)

第10条 組合に職員を置き、組合長がこれを任免する。

- 2 前項の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、組合議員が監査委員になったときは、組合議員として在任する期間とする。

(職務)

第12条 組合長は、この組合の事務を統括し、組合を代表する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の会計事務を掌る。

4 監査委員は、組合の財務に関する事務の執行及び事業の管理を監査する。

5 職員は、組合長の命を受けて組合の事務に従事する。

(経費の支弁方法)

第13条 組合の経費は、関係市の分賦金、補助金、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。

2 前項の規定による関係市の分賦金の分賦割合は、次のとおりとする。

松山市 100分の88.623

伊予市 100分の5.326

東温市 100分の6.051

付 則

1 この規約は、知事の許可の日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、この規約施行の際現に組合、松山市及び伊予市が有する養護老人ホームの管理及び運営については、この規約施行の日以後新設する養護老人ホームが完成するまでの期間は、従前の例による。

3 第13条第2項の規定にかかわらず、前項に規定する期間における養護老人ホームの管理及び運営に要する経費の分賦金は、次に掲げる人口による人口割とする。ただし、松山市及び伊予市がこの規約施行の際現に設置している養護老人ホームの管理及び運営に要する経費については、それぞれ松山市及び伊予市の負担とする。

松山市 39,000人

北条市 28,250人

重信町 14,050人

中島町 11,830人

川内町 9,310人

付 則 (昭和51年7月26日)

この規約は、愛媛県知事の許可の日から施行する。

付 則 (昭和52年11月17日)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

付 則（平成 3 年 9 月 27 日）

この規約は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 23 日）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

付 則（平成 16 年 9 月 21 日）

この規約は、平成 16 年 9 月 21 日から施行する。

付 則（平成 17 年 1 月 1 日）

この規約は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日）

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 2 月 8 日）

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 1 2 条第 3 項の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条第 3 項並びに第 1 2 条第 3 項の規定は、なおその効力を有する。